

㊤ 〈公益社団法人日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp> / 電話：03-6809-1281〉

はじめに

司法書士試験は、例年およそ13,000～14,000人が受験し、上位650～750人の選ばれた者のみが合格する非常に難関な試験です。

2026年の司法書士本試験は、7月5日に実施される予定となっています。

本試験直前期は、今までの学習の成果がきちんとアウトプットできるかを確認するとともに、苦手科目の発見・克服に努めなければなりません。

そこで本学院では、受験生の皆様が最新の法改正に基づいた問題演習をより実践的に行っていただけるよう、例年どおり、本書『司法書士 最強の模試2026〔2回分〕』を発行する運びとなりました。

本書は、本試験形式の模擬試験2回分を収録した実戦問題集です。各回ともに近年の出題傾向を分析したうえで、本年度出題が予想される論点の問題を、定評ある本学院が実施した公開模試の中から良問を厳選して収録しております。

なお、本書に収録した問題・解説は、令和8年4月1日現在の施行法令に基づいております。

本試験をシミュレートした本書を通じて、今まで学習してきた事項が正確に身についているかどうかを確認するとともに、試験時間内に実力を出し切れるようトレーニングをしながら、本試験攻略の糸口をつかんでください。

結びになりますが、本書をご利用いただきました皆様が2026年7月の司法書士試験において、その実力を十分に発揮され、合格という栄冠を勝ち取られることを祈念しております。

2026年4月
東京法経学院 専任講師
築瀬 徳宏

本書の特徴と使い方

1 本書の特徴 ～ 2026年7月の司法書士本試験をシミュレート～

本書『司法書士 最強の模試2026〔2回分〕』は、司法書士本試験と同一の形式で問題を収録した司法書士受験対策用の予想問題集です。本試験形式の模擬試験を2回分収録しております。

本書に収録した問題は、本学院でこれまでに実施した公開模擬試験の問題を中心に、本年度出題が予想される論点の問題を厳選し、再編集したものです。

毎回とも本試験と同じく、午前の部（択一式35問）及び午後の部（択一式35問＋記述式2問）で構成しています。なお、本書に収録しました問題編・解説編は、令和8年4月1日現在の施行法令に基づいております。

2 本書の使い方

本書に収録した模擬試験は、本試験と同一の時間で解答するようにしてください。解答が終わりましたら、自己採点を行い、採点後に判明した弱点科目・論点については、問題をしっかり復習するとともに、基本書・過去問集等に戻りしっかり知識を定着させておきましょう。

① 試験時間及び配点

各回の試験時間及び問題の配点は下の表のとおりです。毎回ともに択一式70問と記述式2問で満点が350点になります。

区分	試験時間	択一式	記述式
午前の部	2時間	1問3点（×35問＝105点満点）	—
午後の部	3時間	1問3点（×35問＝105点満点）	不動産登記・商業登記各70点満点（併せて140点満点）

※ なお、記述式問題の採点にあたりましては、各解説編の採点基準を参考にしてください。

② 解答用紙

各回に択一式・記述式の両方の解答用紙を掲載してあります。適宜拡大してご利用ください。なお、本試験の記述式答案用紙は、A3判の両面印刷です。

3 受験データ（筆記試験の合格点）

令和7年度 (2025年)	満点350点中255.0点以上が合格。午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中78点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点140点中70.0点にそれぞれ達しない場合には、不合格になりました。
------------------	--

目次

過去7年（令和元年～令和7年）の 本試験択一式出題論点一覧	6
----------------------------------	---

問題編

第1回	午前の部	24
	午後の部	60
	答案用紙	113
第2回	午前の部	126
	午後の部	162
	答案用紙	219

解説編

第1回	択一式正解番号	230
	午前の部	235
	午後の部	291
第2回	択一式正解番号	390
	午前の部	395
	午後の部	459

過去7年の本試験択一式出題論点一覧

令和元年 午前の部

科目	問	出題のテーマ	
憲法	1	外国人の人権	
	2	立法	
	3	独立行政委員会の合憲性	
民法	4	未成年者	
	5	条件	
	6	取得時効	
	7	混同	
	8	物権変動	
	9	占有権の効力	
	10	添付	
	11	共有	
	12	動産質権	
	13	抵当権の効力	
	14	抵当権の消滅	
	15	集合動産譲渡担保	
	16	保証	
	17	債権譲渡	
	18	契約の成立	
	19	責任無能力者の監督義務者等の責任	
	20	実親子関係	
	21	養子縁組	
	22	遺言	
	23	特別受益	
	刑法	24	共同正犯
		25	放火罪
		26	名誉毀損罪
商法・会社法	27	株式会社の設立	
	28	株式の分割と株式無償割当て	
	29	新株予約権付社債	
	30	株主による議決権の行使	
	31	取締役会	
	32	剰余金の配当	
	33	持分会社	
	34	合併	
	35	商法上の仲立人	

午後の部

科目	問	出題のテーマ
民事訴訟法 民事保全法 民事執行法	1	民事訴訟における管轄
	2	処分権主義
	3	口頭弁論
	4	証人尋問及び当事者尋問
	5	裁判によらない訴訟の完結
	6	仮の地位を定める仮処分命令
	7	債務名義
司法書士法	8	司法書士会
供託法	9	弁済供託の受諾
	10	供託金の払渡請求手続
	11	執行供託
不動産登記法	12	電子申請の手続
	13	相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の 登記原因証明情報
	14	農地に関する登記
	15	相続人のあることが明らかでない場合における登記
	16	権利能力なき社団と登記
	17	時効取得による登記
	18	賃借権及び地役権の登記
	19	賃借権の登記
	20	抵当権の登記
	21	根抵当権の登記
	22	抹消された登記の回復
	23	仮登記
	24	前登記事項
	25	第三者の承諾を証する情報
	26	法定相続情報一覧図
	27	機械器具目録又は工場財団目録の記録の変更の登記
	商業登記法	28
29		株式の登記
30		株主割当てによる募集株式の発行による変更の登記
31		新株予約権の登記
32		株式会社又は合同会社の資本金の額の登記
33		清算人会設置会社でない株式会社の清算人の登記
34		合名会社又は合資会社の登記
35		一般社団法人及び一般財団法人の登記

第1回 問題編

午前の部

〈択一式〉

憲法

民法

刑法

商法・会社法

午後の部

〈択一式〉

民訴法・民保法・民執法

司士法・供託法

不動産登記法

商業登記法

〈記述式〉

不動産登記

商業登記

第1回 午前部 試験問題

注意点

- (1) 後掲の答案用紙の該当欄の記入例に従って、受験地、受験番号、氏名を必ず記入してください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、すべて多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 各試験問題の正解は、すべて一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所マークがされている欄の解答は、無効とします。解答の訂正をする場合には、プラスチックの消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。
- (6) 答案用紙への記入は、鉛筆（B又はHB）を使用してください。
- (7) 該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (8) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 本書自体又はその違法コピーの販売・購入は、著作権法違反として刑事罰の対象となりますので、それらの行為を禁じます。

第1問 憲法前文の裁判規範性、即ち、裁判所が裁判をする際に前文を直接根拠として裁判をすることができるかどうかについては、「憲法の前文には裁判規範性は認められない」とする見解（A説）と「憲法の前文にも裁判規範性が認められる」とする見解（B説）とがある。それぞれの見解について述べた次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 憲法の本文においても裁判規範となりえないものがあり、裁判規範性の有無は前文のみに関わる問題ではないということは、A説の根拠となる。

イ A説によれば、前文を変更するには、憲法改正手続によらなくてもよいことになる。

ウ A説によれば、前文第1段の「人類普遍の原理…に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」という規定から憲法改正の限界を導き出すことはできない。

エ いわゆる平和的生存権の裁判規範性は、A説から導き出すことはできない。

オ 平和的生存権は、単に国政の指導理念にすぎないのではなく、第9条や第3章の人権規定により保障されている法的権利であり、前文は、この権利が存在していることを確認したものであるという主張はA説と結びつきうる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第2問 国務請求権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 請願権の行使は、請願者の利害に関するものであることを要する。

イ 請願権は、外国人には、権利の性質上保障されない。

ウ 裁判所の審級制度については、憲法上三審制が要求されている。

エ 国会議員の立法行為も、国家賠償法第1条第1項の適用上、違法の評価を受けることがある。

オ 抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときだけでなく、不起訴となった事実に基づく抑留又は拘禁であっても、刑事補償の請求ができる場合がある。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第3問 両議院の国政調査権の法的性格については、次の二つの見解がある。

第1説 国政調査権は、国権の最高機関性に基づく国権統括のための独立の権能である。

第2説 国政調査権は、議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的な権能である。

次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が第2説を指すものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 「この見解」によると、国政調査権の行使に当たって、証人に出頭及び証言を強制することは許されない。

イ 「この見解」は、憲法第41条の「国権の最高機関」の文言について法的意義を認める見解に、より結びつきやすい。

ウ 「この見解」は、三権分立を重視している。

エ 「この見解」によると、調査の及ぶ範囲は、憲法によって議院又は国会に与えられた権能の範囲に限られる。

オ 「この見解」によると、既に確定した判決について、その量刑の可否を指摘勧告する目的で裁判内容を調査することも許される。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第1回 解説編

午前の部

〈択一式〉

憲法

民法

刑法

商法・会社法

午後の部

〈択一式〉

民訴法・民保法・民執法

司士法・供託法

不動産登記法

商業登記法

〈記述式〉

不動産登記

商業登記

第1回 択一式 正解番号一覧

午前の部

科目	問	出題のテーマ	正解	正誤
憲法	1	憲法前文の法的性質	2	
	2	国務請求権	5	
	3	国政調査権の法的性格	4	
民法	4	胎児の権利能力	2	
	5	不在者の財産の管理	2	
	6	消滅時効	2	
	7	所有権の移転時期	1	
	8	背信的悪意者	4	
	9	登記請求権の根拠	2	
	10	自主占有	3	
	11	地上権	4	
	12	担保物権についての特約	5	
	13	留置権の消滅	3	
	14	抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲	3	
	15	根抵当権の極度額の減額請求権と消滅請求権の比較	3	
	16	注意義務	3	
	17	債権者代位権	3	
	18	請負	4	
	19	使用者責任	5	
	20	婚姻の要件	3	
	21	実親子関係	5	
	22	人の死亡が法律関係に影響する場合	4	
	23	相続分の取戻権	2	
刑法	24	被害者の承諾	2	
	25	教唆犯の成否	5	
	26	公務の執行を妨害する罪	1	
商法・会社法	27	株式会社の発起設立	2	
	28	少数株主権	3	
	29	株主平等の原則	4	
	30	株式の譲渡及び質入れ	4	
	31	取得請求権付株式	1	
	32	株主総会における説明義務	5	
	33	取締役等選任権付種類株式	3	
	34	持分会社の社員の持分	2	
	35	個人商人の商業使用人	4	

午後の部

科目	問	出題のテーマ	正解	正誤
民事訴訟法	1	移送	3	
	2	訴えの却下	3	
	3	裁判所による証拠認定等	1	
	4	相殺の抗弁	5	
	5	訴訟外の合意の効力	4	
民事保全法	6	民事保全の総則	2	
民事執行法	7	子の引渡しの強制執行	4	
司法書士法	8	司法書士法全般	2	
供託法	9	供託所の管轄	2	
	10	供託の申請手続	2	
	11	供託手続における審査請求	2	
不動産登記法	12	登記をすることのできる権利及び権利変動	4	
	13	登記原因及びその日付	2	
	14	登記所及び登記官	2	
	15	登記識別情報の安全確保等	4	
	16	不動産登記の申請の代理	3	
	17	前提登記としての相続登記の要否	1	
	18	登記の抹消	4	
	19	敷地権付き区分建物の登記	4	
	20	持分放棄による登記	2	
	21	所有権の更正の登記	4	
	22	区分地上権の登記	3	
	23	抵当権の債務者の変更・更正の登記等	3	
	24	元本確定前の根抵当権の債務者の変更の登記	1	
	25	抵当権の登記と質権の登記の登記事項の比較	3	
	26	信託に関する登記の申請人	4	
27	処分の制限の登記	2		
商業登記法	28	商業登記の効力	3	
	29	登記簿等の公開	3	
	30	登記官の職権による登記	2	
	31	公告をしたことを証する書面	4	
	32	印鑑カード	4	
	33	未成年者の登記	2	
	34	取締役等選任権付種類株式に関する登記	2	
	35	取締役の登記	3	

「司法書士 最強の模試 2026」の解説編における表記・略称

本書の解説編における表記・略称は下記のとおりですので、解説編を読まれるときには、本項を参照してください。

解説編における表記（略記）

※ 解説編においては、原則として下記の表記（略記）といたしました。

1. 判例

まず裁判所名と判決・決定の別を、つづけて、年月日を略記いたしました。

- (例) 大判 = 大審院判決
最決 = 最高裁判所決定
最大判 = 最高裁判所大法廷判決
東京高判 = 東京高等裁判所判決
〔昭和41・4・20 = 昭和41年4月20日〕

2. 先例

まず年月日を、つづけて通達・回答・認可等の別をその番号とともに下記のように略記いたしました。

- (例) 平成2・12・25民四5666号通達
昭和37・10・12民甲2927号回答
昭和38・5・25民甲1570号認可

3. 条文

本文かっこ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記いたしました。

- (例) 〔(民111 I ①) = 民法111条1項1号〕

解説編における主な法令等の略称 (五十音順)

法令名	本文中の表記
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	(一般法人○)
会社計算規則	(会計規○)
会社更生法	(会更○)
会社法	(会○)
会社法施行規則	(会施規○)
各種法人等登記規則	(法登規○)
家事審判規則	(家審規○)
家事審判法	(家審○)
仮登記担保契約に関する法律	(仮登記担保○)
行政事件訴訟法	(行訴○)
行政手続法	(行手○)
行政不服審査法	(行服○)
供託規則	(供託規○)
供託事務取扱手続準則	(供託準○)
供託法	(供託○)
刑法	(刑○)
憲法	(憲○)
国税通則法	(国通○)
戸籍法	(戸○)
国家賠償法	(国賠○)
司法書士法	(司書○)
司法書士法施行規則	(司書規○)
借地借家法	(借地借家○)
商業登記規則	(商登規○)
商業登記等事務取扱手続準則	(商登準則○)
商業登記法	(商登○)
商法	(商○)
租税特別措置法	(租特○)
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(滞調○)
建物の区分所有等に関する法律	(区分所有○)
電子公告規則	(公告規○)
登録免許税法	(登録税○)
農地法	(農地○)
破産法	(破○)
非訟事件手続法	(非訟○)
不動産登記規則	(不登規○)
不動産登記事務取扱手続準則	(不登準則○)
不動産登記法	(不登○)
不動産登記令	(不登令○)
民事執行法	(民執○)
民事訴訟法	(民訴○)
民事保全法	(民保○)
民法	(民○)
利息制限法	(利息○)

※上記以外にも略称で表記している法令がありますのでご注意ください。

第1回 午前部 解説

憲法

第1問 正解 2

テーマ	憲法前文の法的性質
-----	-----------

<全体の解説>

- (1) 憲法の前文には、憲法制定の由来や目的、憲法制定権者の決意などが表明されるのが一般的であるが、日本国憲法においても、国民主権、平和主義あるいは国際協調主義など憲法によって立つ重要な基本原理や理想が宣言されている。
- (2) かかる前文は、本文と共に憲法典の一部を構成しており、その改正は憲法第96条の改正手続によらなければならないとされている。また、憲法の前文は、本文の各条項を解釈する際の指針となる。かかる意味で、憲法の前文が「法規範性」を有することに争いはない。
- (3) 争われているのは、前文に「狭義の裁判規範性」まで認められるのか、前文を直接根拠として裁判所に対してその保護・救済を求め、法的措置の発動を請求することができるまでの規範性が認められるのかという点である。

<各肢の解説>

- ア 正しい。A説（否定説）は、統治組織に関する規定のように憲法本文においても裁判規範となりえないものがあるのであるから、裁判規範性の有無は前文のみに関わる問題ではなく、前文に裁判規範性を認めないとしても問題はないと主張する。したがって、憲法の本文においても裁判規範となりえないものがあり、裁判規範性の有無は前文のみに関わる問題ではないということは、A説の根拠となるとする本肢は、正しい。これに対して、B説（肯定説）は、本文において裁判規範となりえないものがあることは認めるが、本文において裁判規範となりえないものがあるからといって、当然に前文の裁判規範性を否定する根拠にはなり得ないと反論している。
- イ 誤り。前文も、「日本国憲法」という題名の後に規定されていることから「憲法典の一部」と理解されており、その内容を変更するには憲法改正手続（憲96）によらなければならないという意味における「法規範性」を認めることについては、A説（否定説）、B説（肯定説）ともに争いはない。したがって、A説によれば、前文を変更するには、「憲法改正手続によらなくてもよい」ことになるとする本肢は、誤っている。
- ウ 誤り。A説（否定説）は、本文の各規定に欠陥があるとは考えられず、適用されるのは本文各条項であることを根拠の一つとしているが、A説（否定説）であっても、前文が憲法典の各条項の解釈に際して拠りどころとなることまで否定しているわけではない。したがって、A説（否定説）であっても、前文第1段から憲法改正の限界を導き出すことができるので、「導き出すこと

はできない」とする本肢は、誤っている。

エ 誤り。平和的生存権とは、「平和を享受する権利」であり、憲法前文第2段に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」と規定されている。しかし、前文の裁判規範性を否定するA説であっても、「**第9条**」が**平和的生存権を保障しているとして、又は「第13条」の幸福追求権の内実として認められるなど、本文の条項の解釈を通じて平和的生存権を認めることができるので**、いわゆる平和的生存権の裁判規範性は「A説から導き出すことはできない」とする本肢は、誤っている。

オ 正しい。平和的生存権が第9条や第3章の人権規定により保障されている法的権利であり、前文はこの権利が存在していることを確認したものであるとすれば、前文の裁判規範性を肯定する意味が乏しくなる。したがって、この主張はA説（否定説）と結びつきうるとする本肢は、正しい。

各肢の解説より、正しいものはア及びオであるから、2が正解となる。

第2問 正解 5

テーマ 国務請求権

<全体の解説>

- (1) 国務請求権（受益権）には、①請願権（憲16）、②裁判を受ける権利（憲32）、③国家賠償請求権（憲17）及び④刑事補償請求権（憲40）がある。
- (2) これらの権利は、「人権を確保するための基本権」とも呼ばれ、人権保障をより確実なものとするために認められている権利である。

<各肢の解説>

- ア 誤り。憲法は、請願権につき、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正**その他の事項**」に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定している（憲16）。このように憲法は、請願の対象について「**その他の事項**」と規定しており、一切の国務・公務に関する事項をその対象としており、また、請願は「請願者の利害に関するもの」である必要はなく、広く「**一般的公共的事項**」についても請願することができる」と解されている。したがって、請願権の行使は、請願者の利害に関するものであることを「要する」とする本肢は、誤っている。
- イ 誤り。「請願権の主体」には、法人（請願2）、「外国人」及び未成年者も含まれると解されている。請願権は単なる希望などの表明であって、選挙権とは異なるものと考えられるからである。したがって、請願権は、外国人には、権利の性質上「保障されない」とする本肢は、誤っている。請願権は、国民が選挙権を有し、言論の自由が広く認められるようになった現代においては、その意義は相対的に減少しているといわれているが、なお、国民の意見表明の重要な手段として「参政権的な役割」を果たしており、特に参政権を有しない外国人にとっては、いっそう重要な機能をもたらすものといえる。
- ウ 誤り。憲法は、裁判を受ける権利につき、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定している（憲32）。しかし、「裁判所の審級制度」については、判例（最判昭和23・3・10、最判昭和29・10・13）は、憲法は審級制度をどのようにすべきかについては、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」（憲81）と定めている以外何ら規定するところがないから、この点以外の審級制度は立法をもって適宜にこれを定めるべきものであるとしている。したがって、憲法上、必ずしも三審制が要請されているわけではないので、裁判所の審級制度については、「憲法上」三審制が要求されているとする本肢は、誤っている。
- エ 正しい。憲法は、国家賠償請求権につき、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律（国家賠償法）の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定している（憲17）。この国家賠償請求権は、国家作用によって国民の権利自由

が侵害されることに対する最後の保障手段として認められたものであり、憲法第17条の予定する国家賠償制度とは、公務員による違法な国家活動により、人が被った原状回復の困難な権利・利益に対する損害を国・公共団体が賠償することにより、権利救済を図ろうとするものである。「国会議員の立法行為」についても、判例（最大判平成17・9・14）は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国会賠償法第1条第1項の規定の適用上、違法の評価を受ける」としている。したがって、国会議員の立法行為も、国家賠償法第1条第1項の適用上、違法の評価を「受けることがある」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

オ 正しい。憲法は、刑事補償請求権につき、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律（刑事補償法）の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と規定している（憲40）。憲法は、第31条から第39条において、国家権力による主として刑事手続における個人の自由の制約に特に慎重性を要求し、事前的に対処している。これに対して憲法第40条は、事後的に一連の刑事手続の履践の結果、無罪判決に到達した場合に、被告人が手続進行中に負った精神的・肉体的・経済的な負担を填補することを国家に義務づけ、個人にこれを請求することを権利として保障したものである。この点、「不起訴になった事実に基づく抑留又は拘禁」についても、判例（最大決昭和31・12・24）は、憲法第40条にいう「抑留又は拘禁」中には、例え不起訴になった事実に基づく抑留又は拘禁であっても、そのうちに実質上は無罪となった事実の取調のための抑留又は拘禁であると認められるものがあるときは、「その部分」の抑留及び拘禁もまたこれを包含するものと解するを相当とし、刑事補償法第1条第1項の「未決の抑留又は拘禁」とは憲法第40条の「抑留又は拘禁」と同一意義のものと解すべきであるとしている。したがって、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときだけでなく、「不起訴となった事実に基づく抑留又は拘禁」であっても、刑事補償の請求が「できる場合がある」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

各肢の解説より、判例の趣旨に照らし正しいものはエ及びオであるから、5が正解となる。

著者紹介

築瀬徳宏 (やなせ・とくひろ)

東京法経学院司法書士講座専任講師。短期合格を実現するための独自指導法を確立し、「築瀬式最速合格法」と呼ばれる。本学院通信教育「新・最短合格講座」をはじめとして、多数の講座を担当。

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F
東京法経学院
「司法書士 最強の模試2026 [2回分]」編集係 宛
FAX：03-3266-8018

司法書士 最強の模試 2026 2回分

令和8年 5月 7日 初版発行

著者 築瀬徳宏
発行者 立石寿純
発行所 東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F
TEL 03-6228-1164 (代表)
FAX 03-3266-8018
郵便振替口座 00120-6-22176

不許複製
版權所有

*乱丁、落丁の場合はお取り替えいたします。